

第 6 章 地方選挙と住民参加、民願

第6章 地方選挙と住民参加、民願

第1節 住民の権利及び義務と沿革

1 住民の権利及び義務

韓国地方自治法は、住民の権利及び義務を次のように規定している。

地方自治団体の区域内に住所を有する者はその地方自治団体の住民となる（地方自治法第16条）。そして、住民は法令の定めるところにより、所属する地方自治団体の財産と公共施設を利用する権利を有するとともに、その地方自治団体から平等に役務の提供を受ける権利を有する（地方自治法第17条第2項）とされ、国民である住民は、法令の定めるところにより、その地方自治団体において実施される地方議会議員地方自治団体の長の選挙権を有するとされている（地方自治法第17条第3項）。

一方、住民は、法令の定めるところにより所属する地方自治団体の費用を分担する義務を負うとされている（地方自治法第27条）。

2 地方選挙と住民参加の沿革

韓国において、はじめての地方選挙は、朝鮮戦争の最中、首都を釜山へ移していた1952年に実施された（ソウル・京畿・江原地域は除外）。4月に市・邑・面議会議員選挙（任期4年）が、5月には、道議会議員選挙（任期4年）がそれぞれ実施された。

ソウルを含めた全国的な地方議会議員選出は、1956年8月に行われた。この選挙で、市・邑・面議会議員とともに市・邑・面長も選出され、民選の基礎自治団体の長が登場した。1960年12月に実施された地方選挙では、初代ソウル市長を始めとし、全国の道知事と市・邑・面長はもちろん、洞・里長までが選挙で選ばれ、地方議会が新しく設置された。しかし、1961年5月16日、軍事クーデターにより、当時の軍事革命委員会の布告令4号で、全ての地方議会が解散され、続く9月1日の臨時措置法で相当部分の地方自治法の効力が停止した。その後、30年を経て、ようやく1991年3月に基礎議会議員選挙が実施され、続いて6月には広域議会議員選挙が実施された。1995年6月27日の地方選挙では、完全な地方自治が復活し、自治団体の長まで住民の直接選挙で選出されることとなった。この日は、基礎議会議員、基礎自治団体の長、広域議会議員、広域自治団体の長の選挙が同時に実施され、第1回の全国同時地方選挙となる。なお、第2回以降、地方選挙と国会議員総選挙を2年ごとに実施することとなるよう、第1回の選挙で選ばれた当選人については、本来4年の任期を例外的に3年とした。このため、第2回全国同時地方選挙は、3年後の1998年6月4日に実施され、それから4年後の2002年6月13日に第3回全国同時地方選挙が、2006年5月31日に第4回全国同時地方選挙が実施された。

〈図表 6－1〉 地方選挙の実施状況

実施年度	地方議会議員の選挙			自治団体の長の選挙		
	市議会	道議会	市邑面議会	市長	道知事	市邑面長
1952年4月及び5月		第1回	第1回			
1956年8月	第1回	第2回	第2回			第1回
1960年12月	第2回	第3回	第3回	第1回	第1回	第2回
1991年3月26日	市道自治区議員選挙			延期		
1991年6月20日	市道議員選挙			延期		
1995年6月27日	第1回全国同時地方選挙実施					
1998年6月4日	第2回全国同時地方選挙実施					
2002年6月13日	第3回全国同時地方選挙実施					
2006年6月31日	第4回全国同時地方選挙実施					
2010年6月2日	第5回全国同時地方選挙実施					
2014年6月4日	第6回全国同時地方選挙実施					
2018年6月13日	第7回全国同時地方選挙実施					
2022年6月1日	第8回全国同時地方選挙実施					

また、住民による直接請求についても徐々に拡大されていった。まず、1994年に地方自治法の改正により、住民投票制（レファレンダム）が制度として導入されたが、この時点においては住民投票に関する法律が制定されておらず、実際に住民投票を実施することはできなかった。その後、1999年に地方自治法の改正により住民に条例の制定改廃請求権（地方自治法第19条）と住民監査請求権（地方自治法第21条）が認められた。

その後、1995年に住民訴訟制度（地方自治法第22条）が制定され、2004年には地方分権推進の過程で住民投票法が制定された。さらに2006年の地方自治法改正により、首長・地方議員に対する解職請求（リコール）（地方自治法第25条、住民召還に関する法律）も導入された。

第2節 地方選挙制度

1 現行制度

(1) 選挙権

地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙権を有する者は、以下のとおりである。なお、大統領及び国会議員の選挙権は外国人には認められていないが、地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙権は条件を満たす外国人にも認めている。

18歳以上で、選挙人名簿作成基準日現在、次のいずれかに該当するもの

- ・該当地方自治団体の管轄区域で住民登録がされている者
- ・住民登録名簿に3か月以上継続して搭載されている国民で、該当地方自治団体の管轄区域で住民登録がなされている者
- ・永住在留資格取得後、3年が経過した18歳以上の外国人で、当該自治団体の外国人登録台帳に記載されている者

(公職選挙法第15条第2項)

(2) 被選挙権

地方議会議員及び地方自治団体の長の被選挙権を有する者は、以下のとおりである。

- ・選挙日現在継続して60日以上、当該地方自治団体の管轄区域内に住居登録されている18歳以上の国民（公職選挙法第16条第3項）

なお、被選挙権の年齢については、2022年4月の改正により25歳から18歳に引き下げられたもの。

(3) 選挙事務管理

中央選挙管理委員会は、国の行政機関や地方自治団体とは別の独立した合議制の機関であり、憲法を根拠としている。また、中央選挙管理委員会は、職員の採用、配置、昇進管理まで全てを行い、その現地機関として、各地方自治団体単位に選挙管理委員会が設置されている。

地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙事務の管理は、その各自治団体単位に設置される選挙管理委員会が行う（公職選挙法第13条）。選挙管理委員会の組織、職務範囲等は選挙管理委員会法に規定されている。

市・道選挙管理委員会の委員は、国会議員の選挙権を有し、政党员ではない者のうち国会で交渉団体を構成する政党が推薦する人物、市・道を管轄する地方法院長（地方裁判所長）が推薦する3人（裁判官2人を含む）、教育者又は学識と徳望がある者3人を中央選挙管理委員会が委嘱する。定数は9人で、委員任期は6年である（選挙管理委員会法第2条、第4条第2項、第8条）。

区・市・郡選挙管理委員会の委員は、その区域内に住居する国会議員の選挙権があり、政党员でない者のうち国会の交渉団体を構成する政党が推薦する人物、裁判官、教育者又は学識と徳望がある者のうち6人を市・道選挙管理委員会が委嘱する。定数は9人で、委員任期は3年であるが、一度だけ再任できる（選挙管理委員会法第2条、第4条第3項、第8条）。

〈図表 6 - 2〉 選挙管理委員会と所管

市・道選挙管理委員会	広域議会選挙（比例代表）、広域自治団体の長選挙
区・市・郡選挙管理委員会	広域議会選挙（地域選挙区） 基礎自治団体の長選挙、基礎議会選挙

（４）選挙経費の負担

地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙の管理準備と実施に必要な次の経費は、当該地方自治団体が負担することとなっている（公職選挙法第 277 条第 2 項）。

- ア この法の規定による選挙の管理準備と実施に必要な経費
- イ 選挙に関する啓発・広報及び取り締まり事務に必要な経費
- ウ 選挙に関する訴訟に必要な経費
- エ 選挙に関する訴訟の結果、負担しなければならない経費
- オ 選挙結果に対する資料の整理に必要な経費
- カ 選挙管理のため、選挙管理委員会の運営及び事務処理に必要な経費
- キ 予測できない経費又は予算超過支出に充当するための経費としてア及びイの規定による経費の合計金額の 100 分の 1 に相当する金額

ただし、このような事務の中でも統一的に遂行するため、中央選挙管理委員会及び市・道選挙管理委員会が執行する経費は国家が負担することとなっている（公職選挙法第 277 条第 1 項）。

（５）選挙区域と定数割振

選挙区域と議員定数の割振は、公職選挙法で定められており、割振の方法は次の図表のとおりである（公職選挙法第 22 条、第 23 条、第 26 条）。なお、議員定数については、第 4 章を参照。

〈図表 6 - 3〉 選挙区域と定数

選挙区分		選挙区・定数割振概要
自治団体の長選挙		当該自治団体の管轄区域全体から 1 名
広域議会選挙	地域選挙区	議員定数は自治区・市・郡数の 2 倍とする（100 分の 20 の範囲で調整可）。選挙区は諸条件（人口、行政区域等）を考慮して自治区・市・郡を分割して画定し、人口が 5 万人未満の自治団体は、1 つの選挙区から 1 名以上、人口 5 万人以上の自治団体は、2 名以上を選出する。（広域市及び道議会の下限 19 名）。
	比例代表	広域議会議員定数の 10/100（端数を 1 名とし下限 3 名）
基礎議会選挙	地域選挙区	議員定数は広域団体の総数として公職選挙法別表で定めた範囲内で、公職選挙法第 24 条に定める自治区・市・郡議員選挙区画定委員会が画定。選挙区は諸条件（人口、行政区域等）を考慮して画定し、1 つの選挙区から 2 名以上 4 名以下選出（自治区・市・郡議会の下限 7 名）。
	比例代表	基礎議会議員定数の 10/100（端数を 1 名とする）

(6) 候補者

ア 候補者登録（公職選挙法第 47 条、第 48 条、第 49 条）

各候補者は候補者登録の際、以下の推薦状を添付しなければならない。

〈図表 6 - 4〉 候補者登録と必要な推薦状

政党推薦候補者	政党の推薦書（党と代表者の職印）
無所属候補者	選挙権者の推薦状（一定数以上の署名捺印）

イ 公職者立候補制限（公職選挙法第 53 条）

以下の公職者が立候補する場合、当該選挙日 90 日前（比例代表議会議員選挙・補欠選挙等では候補者登録申請前）までにその職を辞任しなければならない（現職者が再選のため立候補する場合を除く）。

- ・ 国家公務員、地方公務員。ただし、「政党法」の規定により党員の資格を有する公務員（政務職公務員を除く）は、この限りではない。
- ・ 選挙管理委員会委員又は教育委員会の教育委員
- ・ 他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者
- ・ 「公共機関の運営に関する法律」第 4 条第 1 項第 3 号に該当する機関のうち、政府が 100 分の 50 以上の資本を持っている機関（韓国銀行を含む）の常勤役員
- ・ 「農業協同組合法」・「漁業協同組合法」・「森林組合法」・「葉タバコ生産協同組合法」により設立された組合の常勤役員とこれら組合の中央会長
- ・ 「地方公企業法」第 2 条に規定された地方公社と地方公団の常勤役職員
- ・ 「政党法」の規定により政党の党員になることができない私立学校教員
- ・ 中央選挙管理委員会規則で定められた言論人
- ・ 特別法によって設立された国民運動団体として、国又は地方自治団体の出捐・補助を受けている団体（正しい生き方運動協議会、セマウル運動協議会、韓国自由総連盟、市・道組織及び区・市・郡組織）の代表者

(7) 寄託金（公職選挙法第 56 条、第 57 条）

ア 立候補者は登録申請時に以下の寄託金を中央選挙管理委員会規則で定められた管轄選挙区の選挙管理委員会に納付しなければならない。

〈図表 6 - 5〉 候補者区分別寄託金

広域自治団体の長	5,000 万ウォン
基礎自治団体の長	1,000 万ウォン
広域議会議員	300 万ウォン
基礎議会議員	200 万ウォン

ただし、候補者登録を申請する者が「障害者福祉法」第 32 条により登録された障害者の場合や、選挙日現在 29 歳以下の場合には上表の寄託金の 100 分の 50 に相当する金額をとなり、30 歳以上 39 歳以下の場合には上表の寄託金の 100 分の 70 に相当する金額となる。）

イ 寄託金の返還について

管轄選挙区選挙管理委員会は次の各号による金額を選挙日後 30 日以内に寄託者

に返還する。この場合、返還しないこととなった寄託金は国家又は地方自治団体に帰属する。

(ア) 寄託金が全額返還される場合（負担費用を除き、選挙日後 30 日以内）

- ・ 候補者の当選又は死亡
- ・ 候補者が有効投票総数の 15/100 以上を得票した場合
（候補者が「障害者福祉法」第 32 条により登録された障害者又は選挙日現在 39 歳以下の場合には有効投票総数の 100 分の 10 以上）

(イ) 寄託金の半分が返還される場合

- ・ 候補者が有効投票総数の 10/100 以上、15/100 未滿を得票した場合
（候補者が「障害者福祉法」第 32 条により登録された障害者又は選挙日現在 39 歳以下の場合には有効投票総数の 100 分の 5 以上 100 分の 10 未滿）

(ウ) 予備候補者（政党が公職選挙の候補者を推薦するために行う党内予備選挙の候補者として登録された者）が死亡又は公職選挙法第 57 条の 2 第 2 項本文により候補者として登録することができなかつた場合には、公職選挙法第 60 条の 2 第 2 項により納付された寄託金全額

(8) 選挙費用

選挙費用の制限額は、選挙別に算定される金額とする。（公職選挙法第 121 条）

〈図表 6-6〉選挙別の費用制限額

特別市・広域市・ 特別自治市長	4 億ウォン（人口 200 万未滿の場合 2 億ウォン） +（人口数×300 ウォン）
道・特別自治道知事	8 億ウォン（人口 100 万未滿の場合 3 億ウォン） +（人口数×250 ウォン）
自治区・市長、郡守	9,000 万ウォン+（人口数×200 ウォン） +（邑・面・洞数×100 万ウォン）
市・道議員 （地域区選出）	4,000 万ウォン+（人口×100 ウォン）
市・道議員 （比例代表）	4,000 万ウォン+（人口数×50 ウォン）
自治区・市・郡議員 （地域区選出）	3,500 万ウォン+（人口×100 ウォン）
自治区・市・郡議員 （比例代表）	3,500 万ウォン+（人口×50 ウォン）

(9) 選挙に係る資金調達

ア 後援会による資金調達

地方自治団体の長や地方議会議員の候補者等は、管轄選挙管理委員会で登録された後援会より寄付を受けることができ、後援会が寄付できる年間限度額は、次のとおりである。ただし、クレジットカード・預金口座・電話又はインターネット電子

決済システムなどにより、やむを得ず限度額を超過した場合は、限度額の2割以内の範囲で超過可能（例：限度額が3,000万ウォンの場合は、3,600万ウォンの範囲内）であるが、その後は、後援金を募ることができない。（政治資金法第3条第2項、第7項、第12条第1項）

〈図表6-7〉後援会における候補者への年間寄付限度額

地方自治団体の長	選挙費用制限額の100分の50に相当する金額
広域自治団体の議会議員	5,000万ウォン
基礎自治団体の議会議員	3,000万ウォン

イ 寄託金による資金調達

寄託金を寄託しようとする個人（党員になれない公務員と私立学校教員を含む）は、各選挙管理委員会（邑・面・洞選挙管理委員会を除く）に寄託しなければならない。

なお、1人が寄託できる寄託金は、以下の範囲内とする。（政治資金法第22条）

- ・1回につき1万ウォン以上の金銭又はそれ相当額（有価証券や物品等）
- ・年間1億ウォン以下又は前年度所得の5%以下の額のうち、金額の小さい方を上限額とする

2 選挙制度の改正経緯

近年の選挙制度改正の主な内容は、次のとおりである。

(1) 2005年8月 選挙関係法改正の主な内容

ア 選挙年齢の引き下げなど（公職選挙法第15条）

選挙年齢を19歳に引き下げ、出入国管理法により永住の在住資格取得日から3年が経過した19歳以上の外国人に在住地域の地方自治団体選挙の選挙権を付与した。

イ 比例代表選挙における女性候補者（公職選挙法第47条）

政党は、国会議員選挙、地方議員選挙とも、比例代表候補者の100分の50以上の女性を公認しなければならないが、候補者名簿の順位の奇数は女性としなければならないとした。

(2) 2009年2月 選挙関係法改正の主な内容

ア 在外国民の地方選挙の選挙権と被選挙権（公職選挙法第15、16条）

- ・「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」に基づき、国内居所を申告し、当該地方自治団体の国内居所申告人名簿に登載されている在外国民に、その地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙の選挙権を付与した。
- ・選挙日までに継続して60日以上、当該地方自治団体の国内居所申告人名簿に登載されている25歳以上の在外国民に、その地方議会議員及び地方自治団体の長の被選挙権を付与した。

(3) 2012年2月 選挙関係法改正の主な内容

ア 情報通信網を利用した選挙運動の拡大など（公職選挙法第59条）

インターネット上のサイト（ホームページ、掲示板、チャットルーム等）への文章や動画の掲示、電子メール・文字メッセージ送信による事前運動を可能にした。

イ 世論調査制度の改善（公職選挙法第 96 条など）

世論調査結果を歪曲して報道したり、客観的な根拠なく選挙結果を予測する報道をする場合の処罰規定を新設するなど世論調査の客観性・公正性を強化した。

(4) 2015 年 8 月 選挙関係法改正の主な内容

ア 補欠選挙等の選挙日の統一（公職選挙法第 35 条）

毎年 4 月と 10 月の 2 回実施していた国会議員、地方議会議員及び地方自治団体の長の補欠選挙、地方議会議員の増員選挙を 4 月の一度にすることで、政局の不安定性の解消と財政負担の軽減を図った。

(5) 2020 年 1 月 選挙関係法改正の主な内容

ア 選挙権年齢等の引き下げ（公職選挙法第 15 条、第 60 条）

選挙権年齢及び選挙運動可能年齢を 18 歳以上に調整した。

(6) 2020 年 12 月 選挙関係法改正の主な内容

補欠選挙等の選挙日の変更（公職選挙法第 35 条）

国会議員の再選挙、地方議会議員及び地方自治団体の長の補欠選挙並びに地方議会議員の選挙は、4 月の第 1 水曜日に行うものと規定されていたが、下記のとおり改正された。

ア 地方議会議員の補欠選挙、再選挙及び増員選挙は、4 月の第 1 水曜日に行う。

ただし、3 月 1 日以降に実施が確定した場合は、翌年 4 月の第 1 水曜日に行う。

イ 地方政府の長の補欠選挙及び再選挙は、9 月 1 日から 2 月末に実施が確定した場合は、4 月第 1 水曜日に行い、3 月 1 日から 8 月 31 日に実施が確定した場合は、10 月第 1 水曜日に行う。

(7) 2021 年 3 月 選挙関係法改正の主な内容

国外選挙犯罪者に対する旅券発給制限等（公職選挙法第 218 条の 30 第 1 項）

公職選挙法に抵触し、懲役 3 年以上に相当する罪を犯した疑いがある者等に対しては、外交部長官は、中央選挙管理委員会及び検察官からの要請によりパスポートの発給及び再発給の制限又は返納を命じなければならないと規定されていたが、司法警察官からの要請も可能とした。

(8) 2022 年 2 月 選挙関係法改正の主な内容

隔離者等の投票時間について（公職選挙法第 155 条第 6 項）

感染症などの理由で隔離中の有権者が選挙権を行使できるように、隔離者等に限っては、投票所は午後 6 時 30 分に開場し、午後 7 時 30 分に閉場（補欠選挙等は午後 8 時 30 分～午後 9 時 30 分）することとした。また、中央選挙管理委員会は、感染症の全国的な流行、隔離者数、公衆衛生への影響などを考慮して、韓国疾病管理庁の局長と協議の上、公職選挙管理規則第 81 条の 2 に基づき、隔離中の有権者の投票時間の指定又は調整などを定めることができると規定した。

(9) 2022 年 4 月 選挙関係法改正の主な内容

期日前投票時間について（公職選挙法第 155 条第 2 項）

期日前投票所は、期日前投票期間中、毎日午前 6 時に開場し、午後 6 時に閉場しなければならないが、期日前投票所については、管轄区・郡選挙管理委員会は、予想投票者数を考慮して投票時間を調整することができると規定した。

(10) 2022 年 4 月 選挙関係法改正の主な内容

夜間の演説等の規制（公職選挙法第 102 条）

公の場での演説にて携帯型拡声器のみを使用する場合は、午前 6 時から午後 11 時まで開催可能であったが、午前 7 時から午後 9 時までに変更された。

(11) 2024 年 1 月 選挙関係法改正の主な内容

ア ディープフェイク動画等を使用した選挙運動の規制（公職選挙法第 82 条の 8）
選挙日の 90 日前から選挙当日まで、人工知能技術を用いて作成した現実と区別がつかない仮想の音声、画像、動画（以下「ディープフェイク画像など」という）を選挙運動のために作成、編集、配布、表示、掲示してはならないこととされた。（公職選挙法第 82 条の 8 第 1 項）

また、選挙活動期間外に選挙運動のためのディープフェイク動画を制作、編集、配布、上映、投稿した場合、中央選挙管理委員会規則で定めるところにより、その情報が人工知能技術などを用いて作成された架空の情報であることが明確に認識できるように、ディープフェイク動画に当該情報を表示しなければならないこととされた。（公職選挙法第 82 条の 8 第 2 項）

イ 虚偽の事実公表の罰則規定（公職選挙法第 250 条）

公職選挙法第 82 条の 8 第 2 項に違反し、中央選挙管理委員会規則で定めるディープフェイク画像を表示せずに第 1 項に定める行為を行った者は、5 年以下の懲役又は 5,000 万ウォン以下の罰金に処し、第 2 項に定める行為を行った者は 7 年以下の懲役又は 1,000 万ウォン以上 5,000 万ウォン以下の罰金に処すると規定した。

ウ 不正選挙運動の罰則規定（公職選挙法第 255 条）

第 82 条の 8 第 1 項に違反した者は、7 年以下の懲役又は 1,000 万ウォン以上 5,000 万ウォン以下の罰金に処すると規定した。

(12) 2024 年 2 月 選挙関係法改正の主な内容

ア 関係書類の閲覧期間の延長（政治資金法第 42 条第 2 項）

報告された財産情報や政治資金の書類等の閲覧期間を 3 ヶ月間から 6 ヶ月間に延長した。

イ 後援者が後援会に寄付できる年間限度額（変更前 500 万ウォン）の変更（政治資金法第 11 条第 3 項、第 4 項）

(ア) 市・道議会議員後援会：200 万ウォン

(イ) 地域区市・道議会議員選挙候補者・予備候補者の後援会：200 万ウォン

(ウ) 自治区・市・郡議会議員後援会：100 万ウォン

(エ) 自治区・市・郡議会議員後援会選挙候補者・予備候補者後援会：100 万ウォン

(13) 2025年1月 選挙関係法改正の主な内容

事前投票立会人の人数及び選定に係る規定（公職選挙法第162条）

政党・候補者・選挙事務長又は選挙連絡所長は、期日前投票所毎に2名の期日前投票立会人（以下「立会人」という。）を選定し、選挙日7日前までに管轄区・市・郡選挙管理委員会に書面で届け出なければならないが、立会人は、各事前投票所につき8人とされているが、届け出された立会人の数が8人を超える場合は、所轄の区・市・郡選挙管理委員会が抽選により立会人を指定する。

第3節 直接参政制度

地方自治法では、条例制定・改廃請求（地方自治法第19条）、監査請求（地方自治法第21条）、議長・議員の解職を請求する住民召還（地方自治法第25条）、住民投票（地方自治法第18条）、住民訴訟（地方自治法第22条）を規定している。

また、地方自治法第19条（条例の制定・改廃請求）に基づく住民の請求制度をより明確かつ充実させるため、「住民条例発案に関する法律」が2022年1月に改正地方自治法と同時に施行された。

1 条例制定・改廃請求権

地方自治団体の18歳以上の住民として、当該管轄区域に住民登録されている者及び永住在留資格取得後、3年が経過した18歳以上の外国人で、当該地方自治団体の外国人登録台帳に記載されている者（以下「請求権者」という。）は、住民条例発案に関する法律第5条に基づき、以下の範囲で、請求権者の連署をもって、当該地方自治団体の長に対して条例の制定、改廃を請求することができる（地方自治法第19条）。

- ・特別市及び人口800万人以上の広域市・道：請求権者総数の200分の1
- ・人口800万人未満の広域市・道、特別自治市、特別自治道及び人口100万人以上の市：請求権者総数の150分の1
- ・人口50万人以上100万人未満の市・郡及び自治区：請求権者総数の100分の1
- ・人口10万人以上50万人未満の市・郡及び自治区：請求権者総数の70分の1
- ・人口5万人以上10万人未満の市・郡及び自治区：請求権者総数の50分の1
- ・人口5万人未満の市・郡及び自治区：請求権者総数の20分の1

ただし、次の事項は、請求対象外とされている。

- (1) 法令に違反する事項
- (2) 地方税・使用料・手数料・負担金の賦課・徴収又は減免に関する事項
- (3) 行政機構の設置・変更に関する事項又は公共施設の設置に反対する事項

2 監査請求権（地方自治法第21条）

請求者は、市・道においては300名、人口50万以上の大都市においては200名、その他の市・郡・自治区は150名を越えない範囲で当該地方自治団体の条例において定めるところによる住民数以上の連署をもって、市・道に関しては、主務部長官に、市・郡・自治区においては、市・道知事に対し、当該地方自治団体とその長の権限に属する事務の処理が法令に違反したり公益を著しく害していると認める場合には、監査を請求することができる。ただし、次の事項は監査請求の対象から除外されている。

- (1) 捜査又は裁判に関与することとなる事項
- (2) 個人のプライバシーを侵害するおそれのある事項
- (3) 他の機関が監査し、又は監査中の事項（ただし、他の機関において監査した事項であっても、新たな事項が発見され、又は重要事項が監査において遺漏した場合と、地方自治法第22条第1項の規定により住民訴訟の対象となる場合を除く）

(4) 地方自治法第 22 条第 2 項の各号に該当する訴訟が進行中又はその裁判が確定した事項

主務部長官又は市・道知事は、監査請求を受理した日から 60 日以内に監査請求のあった事項に関し監査を終了させなければならない、その監査結果を請求人の代表者と当該地方自治団体の長に対し書面をもって通知するとともに、その内容を公表しなければならない。ただし、期間内に監査を終了させることが困難な正当な事由があるときは、その期間を延長することができる。この場合、あらかじめ、請求人の代表者と当該地方自治団体の長に対し通知するとともに公表しなければならない。

主務部長官又は市・道知事は当該地方自治団体の長に対し、監査結果に従い必要な措置を要求することができる。この場合、当該地方自治団体の長は、このことを誠実に履行しなければならない、その措置結果を地方議会と主務部長官又は市・道知事に対し報告しなければならない。

3 住民訴訟（地方自治法第 22 条）

監査請求をした事項のうち、公金の支出に関する事項、財産の取得・管理・処分に関する事項、当該地方自治団体を当事者とする売買・賃借・請負契約やその他の契約の締結・履行に関する事項、地方税・使用料・手数料・過怠金など公金の賦課・徴収を怠った事項が該当し、監査請求を受理した日から 60 日を過ぎても監査が終わらない場合、監査請求結果・必要な措置に不服がある場合、地方自治団体の長が措置を履行しない場合等に、当該地方自治団体の長を相手方にして訴訟を提起できる。（監査請求前置主義）

住民が提起できる訴訟は次のとおりである。

- (1) 当該行為を継続すると回復することが困難な損害を生じる恐れがある場合に、その行為の全部又は又は一部を中止することを求める訴訟
- (2) 行政処分である当該行為の取消若しくは変更を求め、又はその行為の効力の有無の確認を求める訴訟
- (3) 怠った事実の違法確認を求める訴訟
- (4) 当該地方自治自治団体の長及び職員、地方議会議員、当該行為と関連のある相手方に損害賠償請求及び不当利得返還をすることを求める訴訟

4 住民召還

(1) 導入背景

- ・1995 年民選による地方自治の実施により任期が保証されている地方議会議員及び自治団体の長の公職者が、不正や汚職に関わったとしても、裁判所の判決以外には制裁する方法がないことから、地方議会の議員及び地方自治団体の長等に対する住民による解職請求（住民召還）の必要性が提起された。

- ・ 地方行政への地域住民の参加を促し、選挙により選ばれた地方公職者の不正や独善的な行政、権威主義的行政を予防する機能として、住民召還制の導入について議論が活発化。
- ・ 2002 年の大統領選挙及び 2004 年の国会議員総選挙の過程で、主要政党が住民召還制の導入を公約に挙げたことによって、市民団体や、マスコミなどから同制度の早期導入が求められた。

(2) 導入経過

- ・ 盧武鉉政権の重要公約課題、地方分権ロードマップの課題として推進 (2003 年 7 月) ・ 地方政府の責任を強化するため、住民召還制を導入。
- ・ 地方分権特別法の制定 (2004 年 1 月)
住民召還制度導入の推進など、住民の直接参加制度を強化する。
- ・ 濟州特別自治道において住民召還制をモデル施行 (2006 年 7 月 1 日)
濟州特別自治道の設置及び国際自由都市造成のための特別法。
- ・ 住民召還に関する法律の議員立法の推進 (2006 年 5 月 24 日)
3 名の国会議員が 2004~2006 年にそれぞれ代表発議した議員立法案をもとに、国会の行政自治委員会が代案を作成し、国会で議決。

(3) 住民召還に関する法律

- ・ 2006 年 5 月 24 日に改正された地方自治法において地方自治団体の長及び地方議会議員 (比例代表地方議会議員は除外する) を召還する住民召還制度が定められ、召還投票請求者・請求要件・手続及び効力などに関しては、他の法律で定めることとされた。これに基づき 2006 年 5 月に制定、2007 年 5 月に施行された法律が「住民召還に関する法律」であり、その主な内容は次のとおりである。

ア 住民召還投票権 (住民召還に関する法律第 3 条)

住民召還投票人名簿作成基準日現在、住民召還投票の権利がある者は、以下の 2 種類である。

- (ア) 19 才以上の住民で、その地方自治団体の所轄区域に住民登録されている者 (公職選挙法第 18 条の規定により選挙権がない者は除外)
- (イ) 19 才以上の外国人で、出入国管理法第 10 条の規定により、大韓民国に永住滞在できる資格を得て 3 年が経過したものうち出入国管理法第 34 条の規定に従い、その地方自治団体の所轄区域の外国人登録台帳に登録されている者

イ 住民召還投票の請求、発議

(ア) 住民召還投票の請求 (住民召還に関する法律第 7 条)

- ・ 特別市、広域市の長・道知事においては、その地方自治団体の住民召還投票権者の総数の 10%以上の連署及び住民召還請求理由を記載した文書により請求が可能。

なお、管轄区域内の市・郡・自治区の総数が 3 つ以上ある場合は、3 分の 1 以上の市・郡・自治区でそれぞれ請求権者総数の 0.05%以上~1%以下の範

圏で、大統領令で定めた数以上の署名を得なければならず、管轄区域内の市・郡・自治区の総数が2の場合は、それぞれ請求権者総数の1%以上の署名を得る必要がある。

- ・市長、郡守、自治区の長においては、その地方自治団体の住民召還投票権者の総数15%の連署及び住民召還請求理由を記載した文書により請求が可能。
- ・地方議会の議員においては、その地方自治団体の住民召還投票権者の総数20%以上。

市長・郡守・自治区の長及び地方議会議員においては、当該選挙区内の邑・面・洞の総数が3以上の場合は、3分の1以上の邑・面・洞でそれぞれ請求権者総数の0.05%以上～1%以下の範囲で、大統領令で定めた数以上の署名を得る必要があり、邑・面・洞の総数が2の場合は、それぞれ請求権者総数の1%以上の署名を得る必要がある。

(例1) 邑・面・洞の総数が3以上の場合

区域	請求権者総数	必要署名数 (0.05%～1%)
A 邑	5,000 人	3 人～50 人
B 面	3,000 人	2 人～30 人
C 洞	2,000 人	1 人～20 人

(例2) 邑・面・洞の総数が2の場合

区域	請求権者総数	必要署名数 (1%以上)
A 邑	5,000 人	40 人以上
B 面	3,000 人	60 人以上

(イ) 住民召還投票の発議 (住民召還に関する法律第12条)

管轄選挙管理委員会は、住民召還投票請求が適法と認める場合は、遅滞なく趣旨を公表し、召還請求人代表者及び住民召還投票対象者である地方公職者にその事実を通知しなければならない。該当地方公職者は釈明機会を保障されており、通知を受けた日から20日以内に釈明要旨を提出することができる (住民召還に関する法律第14条)。管轄選挙管理委員会は、住民召還投票対象者の釈明要旨を受け取った日、又は釈明要旨の提出期間が経過した日から7日以内に住民召還投票日と住民召還投票案を公告し、住民召還投票を発議しなければならない。

(ウ) 住民召還投票の請求制限期間 (住民召還に関する法律第8条)

次のいずれかに該当する場合は、住民召還投票請求ができない。

- ・任期開始日から1年が経過しないとき
- ・任期満了日から1年未満であるとき
- ・その地方公職者に対し住民召還投票を実施した日から1年以内である場合

(エ) 住民召還投票と住民召還の確定 (住民召還に関する法律第13条)

住民召還投票日は、公告日から20日以上30日以下の範囲の中で管轄選挙管

理委員会が決める（住民召還に関する法律第13条第1項）。

住民召還投票は賛成又は反対を選択する形式で実施し（住民召還に関する法律第15条第1項）、住民召還投票権をもつ有権者総数の3分の1以上の投票と有効投票総数過半数の賛成で確定する。住民召還投票者の数が有権者総数の3分の1未満の場合は開票しない（住民召還に関する法律第22条第1項、第2項）。

管轄選挙管理委員会は、この結果を遅延なく公表し、召還請求代表者、住民召還投票対象者、関係中央行政機関の長、当該地方自治団体の長等に通知しなければならない（住民召還に関する法律第22条第3項）。

(オ) 住民召還投票の効力（住民召還に関する法律第23条）

住民召還投票が確定した時には、住民召還対象者はその結果が公表された時点からその職を喪失する。

(カ) 住民召還投票訴訟（住民召還に関する法律第24条）

住民召還投票の効力に関して、異議がある該当住民召還投票対象者又は住民召還投票権者は、住民召還有権者総数の100分の1以上の署名で、住民召還投票結果が公表された日から14日以内に管轄選挙管理委員会委員長に被請願人として、地域選挙区の市・道議員、地域選挙区の自治区・市・郡議員又は市長、郡守、自治区庁長については特別市・広域市・道の選挙管理委員会に、市・道知事については、中央選挙管理委員会に請願ができる。この請願に対する結果に不服がある者は、管轄選挙管理委員会委員長を被告として、この決定書を受けた日から10日以内に、地域選挙区の市・道議員、地域選挙区の自治区・市・郡議員又は市長、郡守、自治区庁長については当該地域を管轄する高等裁判所に、市・道知事については大法院に訴訟を提起することができる。

(4) 住民召還の主な事例（制度導入後11件（2024年12月31日現在））

- ・2007年12月12日、京畿道河南市の市長及び市会議員計4人を対象に広域火葬場を誘致する過程における拙速な行政や市民に対する告訴等に伴う住民召還投票が実施された。市長及び市議会議員1人は有効参加基準である33.33%に及ばず投票箱が開封されず否決されたが、市議会議員2人は37.6%の投票率で開票され、各々賛成多数（91.7%、83.0%）により召還された。（住民召還等に関する法律施行以後初めて実施された事例）
- ・2009年8月26日、済州道知事が進めるユネスコ生物圏保全地域、文化財庁天然保護区域に指定された済州西帰浦での海軍基地の建設に対し、道知事への住民召還投票が実施されたが、投票率11.0%と有効参加基準である3分の1以上に及ばず、投票箱が開封されずに否決された。
- ・2013年12月4日、全羅南道求礼郡守が収賄などの疑いで拘束起訴され、長期間の郡政の空白を理由に住民召還投票が実施されたが、投票率8.3%と有効参加基準である3分の1以上に及ばず、投票箱が開封されずに否決された。
- ・2019年12月18日、慶尚北道浦項市議会議員2人が生活廃棄物エネルギー化施設

(SRF) 運営に伴う住民被害に関する職務不履行を理由に住民召還を請求されたが、投票率 21.75%と有効参加基準である 3分の1以上に及ばず、投票箱が開封されずに否決された。

- ・2021年6月30日、京畿道果川市長による、政府が推進する都心一帯の再開発政策の一環で行った果川市庁舎の遊休敷地に住宅を建設する事業に反対するための住民召還投票が実施されたものの投票率21.7%と有効参加基準である3分の1以上に及ばず、投票箱が開封されずに否決された。
- ・2025年2月26日、強制わいせつ及び収賄など民願人を相手にした各種不正の疑いで拘束起訴された江原道襄陽郡守に対する住民召還請求が行われ、住民投票が実施されたものの投票率が全体有権者の32.23%と有効参加基準である3分の1以上に及ばず、投票箱が開封されずに否決された。

5 住民投票

地方自治法において地方自治団体の長は、住民に過度な負担を与えたり重大な影響を及ぼす地方自治団体の主要決定事項等について住民投票に付することができるとし、住民投票の対象、発議者、発議要件その他投票手続等に関しては、他の法律で定めると規定している（地方自治法第18条）。これに基づき2004年1月に制定され、同年7月施行された法律が住民投票法である。その主な内容は次のとおりである。

住民投票の結果は法的効力があり、確定した事項について、地方自治団体の長は、行政・財政の必要な措置をとらなければならないと定めている。

(1) 住民投票権（住民投票法第5条）

投票日現在18歳以上の住民のうち、投票人名簿作成基準日現在で次のいずれかに該当する者（以下「住民投票請求権者」という。）には、住民投票権がある（ただし、公職選挙法第18条の規定により選挙権がない者を除く。）。住民投票請求権者の総数は、前年度12月31日現在の住民登録票及び外国人登録票により算定し、地方自治団体の長は、毎年1月10日までに算定された住民投票請求権者の総数を公表しなければならない。（住民登録法第9条第3項、第4項）

ア その地方自治団体の所轄区域に住民登録がされている者

イ 出入国管理法の規定により、大韓民国に継続居住できる資格（在留資格変更許可又は在留期間延長許可を通じて継続して居住できる場合を含む）を有する外国人で地方自治団体の条例で定める者

(2) 住民投票の対象（住民投票法第7条第1項）

住民に過度な負担を与えたり重大な影響を及ぼす地方自治団体の主要決定事項は、住民投票に付することができる。

(3) 住民投票対象外の事項（住民投票法第7条第2項）

次の事項に対しては住民投票にかけることができないとしている。

ア 法令違反又は裁判中の事項

イ 国家又は他の地方自治団体の権限又は事務に属する事項

- ウ 地方自治団体が行う次の各号のいずれかに該当する事務の処理に関する事項
 - (ア) 予算編成・議決及び執行
 - (イ) 会計・契約及び財産管理
- エ 地方税・使用料・手数料・分担金など各種公課金の賦課又は又は減免に関する事項
- オ 行政機構の設置・変更に関する事項と公務員の人事・定員など身分と報酬に関する事項
- カ 他の法律により、住民代表が直接意思決定主体として参加できる公共施設の設置に関する事項（ただし、第9条第5項の規定により、地方議会が住民投票の実施を請求する場合にはこの限りではない。）
- キ 同一事項（その事項と趣旨が同じ場合を含む）に対し住民投票が実施された後2年が経過しない事項

(4) 国家政策等のための住民投票の特例（住民投票法第8条）

原則として、国家政策については住民投票の対象にならないが、中央行政機関の長は、地方自治団体の廃置、分合、区域変更又は主要施設の設置など、国家事務に対する住民意見を取りまとめるために必要と認める時には、あらかじめ行政安全部長官と協議し、住民投票の実施区域を定め、関係地方自治団体の長に住民投票に付すことを要求できる。この場合、住民投票に付すことを要求された地方自治団体の長は30日以内に当該地方議会の意見を聴かなければならない。

(5) 住民投票の実施要件（住民投票法第9条）

地方自治団体の長が住民投票を実施することができる事項は次のいずれかである。また、ア・イに該当する場合には、住民投票を実施しなければならない。

- ア 住民投票請求権者総数の20分の1以上、5分の1以下の範囲で条例で定める数以上の署名を得た場合（例：住民投票請求権者総数が5万人の場合、2,500人以上、1万人以下の範囲内で条例で定める。）
- イ 地方議会にて在籍議員の過半数の出席及び出席議員の3分の2以上の賛成があった場合
- ウ 地方自治団体の長が住民の意見を聴取する必要があると判断した場合

なお、地方自治団体の長は職権により、住民投票を実施する時は、その地方議会の在籍議員の過半数の出席と出席議員の過半数の同意を得なければならない。

(6) 住民投票要請審議会の設置（住民投票法第12条の2）

住民投票法第9条の規定により、住民投票に関する次の事項を審議するため、地方自治体の長の下に住民投票要請審議会（以下「審議会」という）を設置する。ただし、当該審議会と同様の機能を有する委員会が地方自治団体に設置された場合は、地方自治団体の条例で定めるところにより、審議会の事務を引き継ぐことができる。

- ア 第12条第4項に基づく請求者の署名に対する異議の審査
- イ 第12条第7項及び第8項に基づく請求者の署名帳における有効な署名の確認

ウ 第 18 条第 2 項第 1 号に基づく電子投票及び電子投票の集計の実施

エ その他、審議会の議長が必要と認める事項

審議会の議長は、市・道の副市長・副知事、市・郡・区の副市長・副郡守・副区長が務める。この場合において、副市長など同じ役職が二人以上いる場合は、地方自治団体の長が指名する者を議長とする。

審議会は、議長 1 名及び副議長 1 名を含む 7 名以上の委員で構成し、このうち、公務員の身分を有さないものが過半数となるようにしなければならない。

この他、審議会の構成及び運営に関し必要な事項は、地方自治団体の条例で定めることが出来る。

(7) 住民投票の発議（住民投票法第 13 条）

地方自治団体の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、その要旨を公表し、管轄選挙管理委員会に通知しなければならない。

ア 住民投票法第 8 条第 3 項の規定により、関係中央行政機関の長に住民投票を発議すると通知する場合

イ 住民投票法第 9 条第 2 項又は第 5 項の規定により、住民投票請求が適法だと認定される場合

ウ 住民投票法第 9 条第 6 項の規定により、同意を得た場合

地方自治団体の長は住民投票を発議しようとする時には、公表日から 7 日以内に投票日と住民投票案を公告しなければならない。ただし、地方自治団体の長又は地方議会が住民投票請求の目的を受容する決定をした時には住民投票を発議しない。

地方自治団体の管轄区域の全部又は一部について「公職選挙法」の規定により選挙が実施される時にはその選挙の選挙日前 60 日から選挙日までの期間の間には住民投票を発議することができない。

(8) 住民投票結果の確定（住民投票法第 24 条）

住民投票に付した事項は、住民投票権者総数の 4 分の 1 以上の投票と有効投票数過半数の投票で確定する。ただし、次の各号のいずれかひとつに該当する場合には、賛成と反対の両者を全て受容しないか、両者択一の対象となる事項全てを選択しないこととして確定されることとする。

ア 全体得票数が住民投票権者総数の 4 分の 1 に満たない場合

イ 住民投票に付した事項に関する有効得票数が同数である場合

管轄選挙管理委員会は、開票が終わった時には、遅滞なく、その結果を公表した後、地方自治団体の長に通知しなければならない。

地方自治団体の長は、住民投票の結果の通知を受けた時には、遅滞なく、これを地方議会に報告しなければならない。国家政策に関する住民投票である時には関係中央機関の長に住民投票結果を通知しなければならない。

地方自治団体の長及び地方議会は住民投票の結果が確定した内容どおりに行政・財政上の必要な措置をしなければならない。確定した事項に対し、2 年以内に変更したり、新たな決定を行うことができない。

(9) 住民投票訴訟等（住民投票法第 25 条）

住民投票の効力に関して、異議がある住民投票権者は、住民投票権者総数の 100 分の 1 以上の署名で住民投票結果が公表された日から 14 日以内に管轄選挙管理委員会委員長を被請願人として、市、郡、自治区においては、特別市、広域市、道の選挙管理委員会に、特別市、広域市、道においては、中央選挙管理委員会に請願することができる。この請願に対する結果に不服がある者は、管轄選挙管理委員会委員長を被告として、この決定書を受けた日から 10 日以内に特別市、広域市、道においては、最高裁判所に、市、郡、自治区においては、管轄高等裁判所に訴訟を提起することができる。

住民投票に関する請願及び訴訟の手続に関しては、住民投票法に規定されている事項を除いては、「公職選挙法」第 219 条から第 229 条までの規定中、地方自治団体の長及び議員に関する規定を準用する。

(10) 住民投票経費（住民投票法第 27 条）

住民投票事務に必要な次の各号の経費は、住民投票を発議した地方自治団体の長が属する地方自治団体が負担する。

- ア 住民投票の準備・管理及び実施に必要な経費
- イ 住民投票公報の発行、説明会などの開催及び不法投票運動の取締りに必要な経費
- ウ 住民投票に関する請願及び訴訟に係る経費
- エ 住民投票結果に対する資料の整理、その他住民投票事務の管理のための管轄選挙管理委員会の運営及び事務処理に必要な経費

地方自治団体は、上記経費を住民投票発議の日から 3 日以内に管轄選挙管理委員会に納付しなければならない。

住民投票経費の算出基準・納付手続・納付方法・執行・会計検査及び返還、その他必要な事項は、中央選挙管理委員会規則で定める。

(11) 住民投票の主な事例（制度導入後 12 件（2024 年 12 月 31 日現在））

- ア 濟州島の行政体制改革に関する住民投票（2005 年 7 月 27 日）
- イ 忠清北道清原郡の清州・清原統合に関する住民投票（2005 年 9 月 29 日）
- ウ 全羅北道群山市・慶尚北道浦項市・慶州市・盈徳郡における放射性廃棄物処分に関する住民投票（2005 年 11 月 2 日）
- エ ソウル特別市の無償給食支援範囲に関する住民投票（2011 年 8 月 24 日）
- オ 慶尚北道栄州市の面事務所移転に関する住民投票（2011 年 12 月 7 日）
- カ 忠清北道清原郡の清州・清原統合に関する住民投票（2012 年 6 月 27 日）
- キ 慶尚南道南海郡の南海火力発電所誘致に関する住民投票（2012 年 10 月 17 日）
- ク 全羅北道完州郡の全州・完州統合に関する住民投票（2013 年 6 月 26 日）
- ケ 江原道平昌郡の廃棄物処理場に係る住民支援基金の分配方式に関する住民投票（2019 年 2 月 1 日）
- コ 慶尚南道居昌郡の拘置所新築事業に関する住民投票（2019 年 10 月 16 日）
- サ 慶尚北道大邱の軍空港移転に関する住民投票（2020 年 1 月 21 日）

シ 忠清南道天安市の日峰山都市公園民間開発事業の推進に関する住民投票(2020年6月26日)

第4節 民願制度

韓国では、住民が行政機関に対し、申請や処分等、特定の行為を要求する行為を「民願」と称しており、様々な特色がある。地方自治団体は、民願に関し、様々な配慮をしている。

1 民願とは

(1) 民願

民願とは「民願人が行政機関に対し、処分等、特定の行為を要求する行為」を言い、日本の行政手続法等の内容も含んでいる。具体的には、次の項目に該当するものをいう（民願処理に関する法律第2条）。

ア 一般民願

(ア) 法定民願

法令・訓令・例規・告示・自治法規等で定められた一定の要件に基づく認可・許可・承認・特許・免許等の申請や帳簿・台帳等への登録・登載の申請・申告、特定の事実又は法律関係に関する確認又は証明を申請する民願

(イ) 質疑民願

法令・制度・手続など行政業務に関する行政機関の説明や解説を要求する民願

(ウ) 建議民願

行政システムや運営の改善を要求する民願

(エ) その他民願

行政機関へ単純な行政手続又は形式要件などに対する相談・説明を要求したり、日常生活で発生する不具合事項について知らせるなど、行政機関に特定の措置を要求する民願

イ 苦情民願

「腐敗防止及び国民権益委員会の設置及び運営に関する法律」第2条第5号に基づく苦情民願（行政機関等の違法な制度や不作為等により国民の権利を侵害した場合や、軍関連の義務に関するものなど国民に不便や負担を与えた場合等）

(2) 民願人

民願人とは、「行政機関に民願を提起する個人・法人又は団体」（民願処理に関する法律第2条第2項）のことをいう。ただし、行政機関と司法上の契約関係にある者、氏名・住所等が不明確な者など大統領令で定める者は除く。

2 民願事務の処理

(1) 申請

民願の申請は、文書（「電子政府法」第2条第7号による電子文書を含む。）で行わなければならない。ただし、軽微な案件については、口述又は電話で行うことが出来る。（民願処理に関する法律第8条）

民願人又はその委任を受けた者が直接訪問する必要がない民願は、ファックス・

インターネットなど情報通信網又は郵便などで申請することができる。(民願処理に関する法律施行令第5条)

(2) 受付

行政機関の長は民願の申請を受けた時には、他の法令に特別な規定がある場合を除き、その受付を保留、拒否することができず、受付された民願文書を不当に差し戻してはならないこととされている。

行政機関の長は民願の受付時に、該当民願人に受付証を渡さなければならない。なお、民願人が直接訪問せずに申請した民願や処理期間が「直ちに」である民願など大統領令で定められた場合には、受付証交付を省略することができる。(民願処理に関する法律第9条)

行政機関の長は、民願を受付・処理する際には民願人に関係法令等で定められた必要書類以外の書類を追加で要求してはならない。(民願処理に関する法律第10条)

なお、2021年10月の改正に伴い、民願人は、行政機関がコンピューター等で本人に関する行政情報を保有している場合、行政情報保有機関の長に対して、本人に関する証明書類等の行政情報を本人の請願処理に利用するよう要求することができると規定された。

また、2022年7月の改正に伴い、行政機関の長は、民願人が直接機関に行かなくても苦情を処理できるよう、関係法令などの改善、民願の電子処理のための施設及び情報システムの設置など、必要な措置を講じなければならない。(民願処理に関する法律第12条第2項)

加えて、行政機関が民願人に関する行政情報を保有している場合、民願の受付及び処理を行う行政機関の長は、民願人に対して関連証明書類や必要書類の提出を要求することはできないと規定された。(民願処理に関する法律第10条の2第1項)

行政機関の長は申請書の記載事項をその民願の処理に必要な最小限の範囲に限定しなければならない。民願人が申請書を簡単に作成できるように申請書式を明確にしなければならない。また、申請書及び必要書類の部数も必要最少限にしなければならない。(民願処理に関する法律施行令第7条)

(3) 民願文書の移送

民願室で受け付けられた民願文書のうち、その処理が民願室の主管に属さないものについては、1勤務時間以内にこれを処理主務部署に移送しなければならない。ただし、処理主務部署がかなり離れているなど特別な事由があり、1勤務時間以内に移送することが難しい場合は、3勤務時間以内に移送することができる。(民願処理に関する法律施行令第13条)。

(4) 処理期間

- ・法定民願の処理期間等 (民願処理に関する法律第17条)

行政機関の長は、法定民願を迅速に処理するため、行政機関に法定民願の申請が受付された時から処理が完了される時までの所要処理期間を法定民願の種類別に事前に定め、公表しなければならない。

行政機関の長は、処理期間を定めるときには、受付機関・経由機関・協議機関（他の機関との事前協議が必要な場合のみ）及び処分機関など、各機関別に処理期間を区分し、定めなければならない。

・ 質疑民願などの処理期間等（民願処理に関する法律第 18 条）

質疑民願・建議（提案型）民願・その他民願及び苦情民願の処理期間及び処理手続などに関しては、大統領令で定めることとされている。

ア 質疑民願の処理期間等（民願処理に関する法律施行令第 14 条）

行政機関の長は法令や制度に関する説明や解釈を求める質疑民願を受け付けた場合には、特別な事由がなければ、次の各号の期間以内に処理をしなければならない。

(ア) 法令に関する説明や解説を要求する質疑民願：14 日以内

(イ) 制度・手続等の法令外の事項に関する説明や解説を要求する質疑民願：7 日以内

イ 建議（提案型）民願の処理期間等（民願処理に関する法律施行令第 15 条）

行政機関の長は、行政制度や政策の改善や提案に関する建議民願を受け付けた場合には、特別な事由がなければ、14 日以内に処理しなければならない。

ウ その他民願の処理期間等（民願処理に関する法律施行令第 16 条）

行政機関の長は、その他民願を受け付けた場合には、特別な事由がなければ、直ちに処理しなければならない。

行政機関の長は、口述又は電話で申請されたその他民願を処理する場合には、民願処理簿に記録する手続を省略することができる。

上記に関わらず、行政機関の長は該当期間の特性を考慮し、その他民願の処理期間び処理手続などを別に定め、運用することができる。

エ 苦情民願の処理など（民願処理に関する法律施行令第 17 条）

行政機関の長は、苦情民願を受け付けた時には、特別な事由がなければ、7 日以内に処理しなければならない。

行政機関の長は、民願人が同一の内容の苦情民願を再度提出した場合には、監査部署等において、これを調査しなければならない。

行政機関の長は、処理した苦情民願の内容が適当な事由があると認められる時には遅滞なく、原処分の取り消し・変更など適切な処置を行い、これを民願人に通知しなければならない。

行政機関の長は苦情民願の処理のために必要な場合、14 日の範囲内で実地調査などをすることができる。しかし、やむを得ない事由で 14 日以内に実地調査を完了することが困難な場合には 7 日の範囲内でその期間を一度のみ延長することができる。

(5) 関係機関・部署間の協力（民願処理に関する法律第 20 条）

民願を処理する主務部署は民願を処理する際に関係機関・部署の協力が必要な場合には、民願を受理した後遅滞なく、その民願の処理期間内で返信期間を定めて協

力を要請しなければならず、要請を受けた機関・部署は、その返信期間内にこれを処理しなければならない。

協力要請を受けた機関・部署は、返信期間内にその民願を処理することができない特別な事情がある場合には、協力を要請した苦情処理担当部署に対し、延長の理由及び回答予定日の処理経過を通知した上で、その返信期間の範囲内で一度のみ期間を延長することができる。

(6) 民願書類の補完・取り消しなど（民願処理に関する法律第 22 条）（民願処理に関する法律施行令第 24 条）

行政機関の長は、受け付けた民願文書に補完が必要な場合には、相当の期間を定めて遅滞なく民願人に補完を要求しなければならない。

民願人は該当民願の処理が終結される前に、その申請の内容を補完、変更又は取り下げを行うことができる、ただし、他の法律に特別な規定がある場合や、その民願の性質上、補完・変更又は取り消しすることができない場合にはその限りではない。

行政機関の長は、民願人に民願書類の補完を要求する場合には、文書又は口頭で行うが、民願人が特別に要請した場合には文書でなければならない。

補完要求を受けた民願人が、期間内に補完をすることができないことを理由に補完期間延長を要請する場合には、行政機関の長は、これを考慮し、再度補完期間を定めなければならない。ただし、民願人は補完期間の延長を要請する際には、補完に必要な期間を明らかにしなければならない。また、期間延長の要請は 2 回に限定する。

行政機関の長は、民願人が決めた補完期間又は再度定めた補完期間内に民願文書を補完しない場合には 10 日以内の期間を定めて再度補完を要求することができる。

(7) 民願文書の返還など（民願処理に関する法律施行令第 25 条）

行政機関の長は民願人が期間内に民願書類を補完しない場合には、その理由を明らかにし、受け付けた民願文書を差し戻すことができる。

行政機関の長は民願人の所在地が明らかでなく、補完要求が 2 度にわたり返送された場合には、民願人が民願を取り下げたこととみなし、これを終結処理することができる。

(8) 処理担当者の明示（民願処理に関する法律施行令第 31 条）

行政機関の長が、民願人に民願書類の補完要求、処理期間の延長、処理遅延事由の通知、処理進行状況の通知、処理結果の通知等をするときには、その担当者の所属・氏名及び連絡先を案内しなければならない。

(9) 処理進行状況の通知（民願処理に関する法律施行令第 23 条）

行政機関の長は、民願が受付された日から 30 日経過後も処理が完了されなかった場合、又は民願人の明示的な要請がある場合には、その処理進行状況と処理完了予定日などを記した文書を民願人に交付したり、情報通信網又は郵便などの方法で通知しなければならない。通知は、民願が受け付けられた日から 30 日が経過する

ごとに通知することを原則とする。

なお、民願人にインターネットホームページなどに民願の処理進行状況などが公開されることが事前に案内されている場合は通知を省略することができる。

(10) 処理結果の通知

行政機関の長は、受付された民願について処理を完了したときには、その結果を民願人に文書で通知しなければならない。しかし、その他民願の場合、通知に迅速さを要する場合及び民願人が要請するなど大統領令で定められる場合には口述又は電話、メール、ファクシミリ、電子郵便で通知することができる。(民願処理に関する法律第 27 条第 1 項)

また、2022 年 7 月の改正に伴い、行政機関の長は、電子苦情窓口又は統合電子苦情窓口を通じて、電子証明書(民願処理に係る書類又は特定の事実若しくは関係等を証明するための電子文書)を交付することができると規定された。(民願処理に関する法律第 28 条第 1 項)

行政機関の長は、民願の処理結果を通知するときに民願の内容を拒否する場合には拒否理由と救済手続を一緒に通知しなければならない。(民願処理に関する法律第 27 条第 3 項)

行政機関の長は、民願の処理結果を許可書・申告済み証・証明書等の文書にて民願人に直接交付する必要がある場合には、その民願人又はその委任を受けたものに確認した後に、これを交付しなければならない。(民願処理に関する法律第 27 条第 4 項)

(11) 拒否処分の不服申請(民願処理に関する法律第 35 条)

法定民願について行政機関の長の拒否処分に不服がある場合は、その拒否処分を受けた日から 60 日以内にその行政機関の長に文書で異議申請をすることができる。

行政機関の長は異議申請を受けた日から 10 日以内にその異議申請について認容の可否を決定し、その結果を民願人に遅滞なく文書で通知しなければならない。しかし、やむを得ない事由で決められた期間内に認容の可否を決定することができないときには、その期間の満了日の次の日から起算して、10 日以内の範囲で延長することができる。延長事由を民願人に通知しなければならない。

民願人は異議申請をするか否かに関わらず、「行政審判法」により行政審判又は「行政訴訟法」により行政訴訟を提起することができる。

(12) 複合民願の処理

複合民願とは、一つの民願目的を実現するため、多数の関係機関又は部署の許可・認可・承認・推薦・協議・確認等を経て処理される民願事務である。

ア 処理主務部署の指定(民願事務処理に関する法律第 31 条)

行政機関の長は複合民願を処理するために処理主務部署を指定し、当該部署に関係機関等の協力を通じ、民願事項を一括で処理させることができる。

イ 民願書類の一括提出(民願事務処理に関する法律施行令第 35 条第 1 項)

行政機関の長は複合民願と関連する全ての民願書類を処理主務部署に一括して提

出させることができる。

ウ 複合民願の指定（民願事務処理に関する法律施行令第 35 条第 2 項）

行政機関の長は関係機関と協議し、一括で処理する複合民願の種類と受付方法・必要書類・処理期間・処理手続等を予め定め、民願人がこれを閲覧できるよう掲示し、民願事務便覧へ収録しなければならない。

(13) 反復及び重複民願の処理

ア 反復民願の処理（民願処理に関する法律第 23 条第 1 項）

行政機関の長は、民願人が同一内容の民願（法定民願を除く）を正当な事由無く 3 回以上反復し提出した場合には、2 回以上その処理結果を通知し、その後受付される民願については、終結処理をすることができる。

イ 重複民願の処理（民願処理に関する法律第 23 条第 2 項）

行政機関の長は、2 つ以上の行政機関に提出した同一内容の民願を他の行政機関から移送を受けた場合にも 2 回以上その処理結果を通知し、その後受付される民願については、終結処理をすることができる。

ウ 同一内容の民願であるかどうかの判断について（民願処理に関する法律第 23 条第 3 項）

行政機関の長は、同一内容の民願であるかどうかについては該当民願の性格、以前の民願内容との類似性・関連性及び以前の民願と同一の内容で回答をするしかない事情などを総合的に考慮し、決定しなければならない。

(14) 多数人関連民願の処理

多数人関連民願とは、5 世帯以上の利害に関連する事項に関し、5 人以上が連名で提出する民願である。（民願処理に関する法律第 2 条第 6 項）

多数人関連民願を申請する民願人は連名簿を原本として提出しなければならない。（民願処理に関する法律第 24 条第 1 項）

行政機関の長は多数人関連民願が発生した場合には迅速・公正・適法に解決されるように措置しなければならない。（同条第 2 項）

行政機関の長は多数人関連民願の発生防止のために事前防止策を講じなければならない。（民願処理に関する法律施行令第 27 条第 1 項）

行政機関の長は、多数人関連民願を効率的に処理し、管理するために多数人関連民願の処理状況を確認・分析しなければならない。（同条第 2 項）

3 民願事務処理の基準の設定・公表・調整

(1) 民願事務便覧の設置

行政機関の長は、民願人の便宜のために、民願事務便覧を閲覧することができるよう民願室での民願便覧やコンピューターの設置などの必要な処置を行わなければならない。（民願処理に関する法律第 13 条、民願処理に関する法律施行令第 10 条第 1 項）

民願便覧には、民願の種類別の申請書式、必要書類、処理主務部署、経由機関・

協議機関、処理手続、処理期間、審査基準、手数料、その他、民願に関する案内に必要な事項を明記しなければならない。(民願処理に関する法律施行令第10条第2項)

(2) 民願処理基準表の告示

行政安全部長官は民願人の便宜のために関係法令等に規定されている民願の処理機関、処理期間、必要書類、処理手続、申請方法等に関する事項を総合して作成した民願処理基準表を設置し、官報に告示し、総合電子民願窓口に掲示しなければならない。(民願事務処理に関する法律第36条)。

(3) 民願事務処理基準表調整など

行政安全部の長官は民願事務処理基準表を作成・告示する際に、民願事務の簡素化のために必要と認められる場合には、関係行政機関の長の合意を経て、関係法令等の改正がなされるまで暫定的に関係法令等に規定されている処理期間や必要書類を減らしたり、処理手続や申請方法等を変更することができる。この調整・変更が告示されたときは、行政機関の長は、これに伴い処理しなければならず、中央行政機関の長は、民願処理基準表の調整又は、変更された内容により関係法令などを遅滞なく改定・整備しなければならない。(民願事務処理に関する法律第37条)。

4 民願事務審査官制度

(1) 民願事務審査官

民願事務を処理する行政機関の長は、所属職員の中から民願事務審査官(以下「審査官」という。)を選任し、民願処理状況の確認・点検をしなければならない(民願事務処理に関する法律第25条)。審査官の業務があまりにも多い場合や、別途専門的な業務が必要だと判断される場合には、分任民願審査官を指定し、審査官の業務を分担させることができる。(民願事務処理に関する法律施行令第28条第1項)。

(2) 職務内容

審査官は、民願事務の処理状況を随時確認・点検し、処理期間が経過した民願事務を発見したときには、遅滞なく処理主務部署の長(民願事務審査官が処理主務部署の長である場合には関係公務員)へ催促状を発給しなければならない。(民願事務処理に関する法律施行令第28条第2項)。

また、審査官は、多数人民願の処理状況を確認・点検し、その結果を所属行政機関の長に随時報告しなければならない。(民願事務処理に関する法律施行令第28条第3項)。

5 民願処理状況の確認・点検

行政安全部長官は、効果的な民願行政及び制度の改善のために必要があると認めるときは、行政機関に対して民願の改善状況と運営実態を確認・点検・評価し、その結果を該当行政機関の長に通知することができる。(民願処理に関する法律第42条第1項)

また、2022年7月の改正に伴い、行政機関の長は、第1項にともなう確認・点検・評価結果を通知された場合には、これを該当行政機関のインターネットホームページに公開しなければならない（民願処理に関する法律第42条第2項）、行政安全部長官は、確認・点検・評価の結果、苦情の改善に消極的であったり、履行状態が不良だと判断される場合、国務総理にこれを是正するために必要な措置を建議することができることが規定された。（民願処理に関する法律第42条第3項）

行政機関の長は、民願事務の処理状況と運営実態を毎月1回以上、確認・点検しなければならない。このことによって、法令違反事実を発見したり、履行状況が不十分だと判断される場合は、遅滞なくこれを是正し、その事務処理と関連ある職員などに対し懲戒又はその他の必要な措置をしなければならない。

また、確認点検の結果、民願処理が優秀だと判断される職員や部署に対しては褒章することができる。（民願処理に関する法律施行令第22条）

6 電子的民願

(1) 沿革

行政安全部では、民願申請及び民願案内を行う「民願サービス革新（G4C：Government for Citizen）システム」を2002年11月1日から開始し、2003年3月から、市、郡、区のホームページとG4Cを連携し、インターネット等を通してオンライン民願サービスを利用できるようにした。2012年からは「民願24」の名称を使用している。

また、行政安全部は2017年、国民の利便性向上のため、各行政機関等のそれぞれのサイトで提供されていたサービスを統合した政府サービス統合ポータルサイト「政府24」を構築し、民願だけでなく様々な行政サービスを一つのシステムで確認・利用できるようにした（2020年11月に「民願24」のサービスは終了し、「政府24」へ統合）。

(2) 概要

ア 特徴

国民誰でも行政機関を訪問せずに自宅・オフィス等どこでも、24時間365日、インターネットで必要な民願を案内され、申請、発行、閲覧することができる。

手数料については、クレジットカード、口座振替、携帯電話料金への加算などの方法によって支払いが可能である。また、インターネットからの申請であれば、訪問して直接発給するよりも手数料が減免される場合があり、利用者にとっての利便性も高い。

イ 提供サービス

(ア) 民願案内

法律で規定されている全ての民願について、処理機関、処理期限、手数料、提出書類、連絡先などを案内するサービス。

(イ) インターネット閲覧民願

画面上で閲覧ができるサービス（2024年度の閲覧件数1億4,300万件）

(ウ) インターネット申請

転入届などをオンラインで申請できるサービス（2024年度の発給件数1億7,915万件）

(エ) インターネット発給民願

画面での閲覧及びプリンターでの書類出力が可能なサービス（2024年度の発給件数1億7,116万件）

ウ 成果

16歳から74歳まで全国4,000世帯を対象に実施した2024電子政府サービスの利用実態調査によると「政府24」は、電子政府サービスの中で最も利用者が多く、利用率は92%と高い数値を記録しており、利用者の97.6%が満足しているとの結果が出ている。

また、2024年に国連が発表した「国連電子政府評価」では、オンラインサービス分野にて世界1位と評価され、政府の継続的な公共データ開放や国民のオンライン参加機会の拡大などの努力が高く評価された結果とみられている。

なお、従来の「政府24」は、2025年7月10日から「政府24+」に全面改編され、福祉サービスや雇用サービスに関する民願が追加され、利用可能な分野の幅がさらに広がっている。

(3) 法的根拠

ア 民願事務等に係る紙文書の電子文書化（電子政府法第7条）

行政機関等の長は、当該機関が提供する電子政府サービスについて、関係法令により紙文書で申請、届出、提出など（以下、「申請等」）をするよう規定している場合でも、電子文書で申請等をさせることができる。また、行政機関等の長は、提供する電子政府サービスについて、その処理結果を関係法令により紙文書で通知、助言、告知など（以下、「通知等」）をするよう規定している場合でも、民願人が希望した場合や電子文書で申請等した場合には、電子文書で通知等を行うことができる。

なお、電子文書で申請等及び通知等をする場合には、あらかじめインターネットでその種類及び処理手順を公開しなければならない。

イ 統合電子民願窓口を通じた生活情報の提供（電子政府法第9条の2）

行政安全部長官は、民願人が同意した場合にのみ、民願人に中央行政機関等が保有する生活情報の閲覧サービスを提供することができる。この場合、行政安全部長官は他の中央行政機関等の長と協議のうえ、電子政府ポータルと他の中央行政機関等の情報システムを連携させることができる。

7 無人民願発給窓口（民願処理に関する法律第28条）

行政機関の長は、無人民願発給窓口を通じて民願文書（他の行政機関所管の民願文書を含む）を発給することができる。無人民願発給窓口とは行政機関の長が行政

機関や公共の場などに設置し、民願人が直接民願文書の発給を受けられるようにする電子機器をいう。

なお、民願文書を発給する場合には、手数料を減免することができ、発給できる民願文書の種類は、行政安全部長官が関係行政機関の長との協議を経て決定・告示することとされており、2025年2月現在、住民登録謄本等123種類の文書が無人民願発給窓口で発給可能とされている。